

## 女性活躍推進法に基づく情報公開について

(対象期間：2022年4月1日~2023年3月31日)

### 1. 女性活躍推進法に基づき選択公表する指標 (女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供)

#### ① 女性管理職比率

女性の管理職(2つのグループもしくは10人以上のグループの長、またはグループの人数に関係なく職務内容および責任が管理職と同等の者)	13人
男女合計の管理職	24人
女性管理職比率	<b>54.1%</b>

#### ② 男女の賃金の差異(男性の賃金に対する女性の賃金の割合)

全ての労働者	<b>110%</b>
うち正規雇用労働者	<b>101.5%</b>
うちパートタイム・有期労働者	<b>114%</b>

### 2. 次世代育成支援対策推進法に基づき公表する指標 (職業生活と家庭生活の両立)

男性の育児休業取得率	—※
女性の育児休業取得率	<b>100%</b>

※対象期間に配偶者が出産した男性労働者は0名

以上